

会 長	理事長	事務局長	係 員
			

全剣連 第07-170号

令和7年5月23日

一般財団法人長崎県剣道連盟

会 長 殿

公益財団法人 全日本剣道連盟

会 長 網代 忠宏

令和7年度「少年剣道教育奨励賞」候補推薦依頼の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、頭書の「少年剣道教育奨励賞」につきましては、既にご承知のとおり、剣道の普及、将来の発展を図るためには、少年剣道の奨励、指導の充実が現在強く求められている中で、特に、少年剣道の指導面で、大会などの成績とは関係なく、草の根的に目立たぬ活動を続けて、剣道の底辺を支えておられる団体・組織等に対して、その労に報いるとともに、志気を鼓舞するために表彰するものです。

昨年度は、各都道府県剣道連盟並びに全日本剣道道場連盟からご推薦をいただき、221件の団体を表彰致しました。

つきましては、今年度も引き続き、本表彰を実施することとし、貴連盟はじめ関係団体から候補の推薦をいただきたく、下記、実施要領をご参照の上、来る 8月20日(水) までに別添様式にてご推薦下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 顕彰対象

主として小・中学生の剣道指導を、相当期間にわたり地道に続けている団体・組織で、少年剣道の振興に実績を挙げていると認められ、社会的にも信用を得ているもの。

要件としては、規模：原則10名程度以上の少年を対象に、

週2日以上、定例稽古日を設けて指導しているもの。

期間：10年程度以上の活動歴があるもの。

活動：ボランティア的な活動に支えられているものを優先するが、地区剣連、道場、その他も幅広く対象とする。

2. 推薦方法

・本顕彰は、同等の表彰等受賞後5年間は対象としない。

なお、推薦に当たっては、本顕彰の趣旨に鑑み、新たな表彰を優先するものの、

受賞後5年以上を経過し、特に表彰すべき事情があれば対象とする。

・貴剣連からの推薦件数は、3件程度とし、全体で300件程度を予定している。

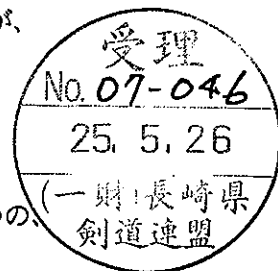
・表彰対象は 原則として団体・組織とするが、例外的に個人を取り上げることもある。

(個人を推薦する場合は、推薦書様式の表彰対象欄に個人の氏名、年齢、職業を、指導・活動の場(団体・組織名)と共に記入し、個人推薦である旨を明記)

・表彰者の決定は、全剣連の選考委員会において行い、11月に決定の予定。

以 上

なお、受賞団体の中から、「剣窓」に掲載する紹介記事を依頼する場合がございますので、ご了承下さい。その際は、ご協力下さいますようお願い申し上げます。



少年剣道（居合道・杖道）指導者（団体）への顕彰について

剣道の普及、将来の発展を図る上で、少年の剣道の奨励、指導を充実させることが特に現在求められている。

全剣連として全国各地に於いて、少年を中心に剣道を指導し、実績を挙げている団体（個人）を発掘し、労にむくいると共に志気を鼓舞するため、本年より毎年つぎの基準により、表彰することとしたい。

記

- ① 主として小・中学校生（幼稚園児含む）を10名程度以上対象にしていること
- ② 概ね10年以上継続されていること
- ③ 週2日以上稽古を実施していること
- ④ ボランティア的活動により支えられてきているものを優先するが、地区剣連、道場単位で実施されているものも広く対象としたい
- ⑤ 毎年概ね全国から200～300件を選考する
- ⑥ 配分基準は直近5ヵ年の初段登録者比率を参考として決定する
- ⑦ 平成14年に全剣連設立50周年記念の表彰対象となった稽古会も含め、受賞後5年間は対象外とする
- ⑧ 推薦者は各都道府県剣道連盟のほか、各剣道組織団体とする
- ⑨ 全剣連に選考委員会を設けて選考する
- ⑩ 表彰に当たっては、表彰状、賞品を授与する

以 上

~~なお、本募集要項は「剣窓」、全剣連ホームページ上で紹介し、広く周知することにした。 (直接全剣連は受付けない)~~

*現在はホームページに掲載していない